

戦後日本の大学不正入試事件

——新聞報道の分析——

村上直之

I

「大学不正入試」事件という社会問題は、戦後日本に特有な病理現象の一つである。憲法第26条および教育基本法第3条に保障された国民の「教育の機会均等」という基本原則を侵害するものだからであることはいうまでもない。しかしながら、不正入学事件が、汚職その他の「不正」事件一般以上に社会的関心を集めるとすれば、その理由はいかなる点にあるのだろうか。学歴社会という言葉がものごたるように、わが国が世界にきわめて稀な学歴偏重の資格社会であるからというのは、もっとも見やすい理由の一つであるだろう。近代化の指標の一つとしてよく挙げられる属性原理（「であること」）に対する業績原理（「すること」）の優位は、私たちの社会においては、人生早期のたった一度の入試成績という業績によって決定され、それが数年の後には学歴という資格となって社会の主要な地位の序列構造への差別的な配分を決定するとみなされている。要するに、たった一つの業績が一生の支配的な属性となると信じられているのが戦後日本の社会なのである。¹とすれば、このような社会が「大学不正入試」事件に対して鋭い監視と厳しい制裁をもって対処しているであろうことは当然の事実でなければなるまい。もしも、そうした事件が発生しながらなんの対策も講じられないままに放置されるならば、私たちは社会への不信を募らせるばかりか精神的混乱に陥ってしまうにちがいない。たとえ学歴社会という名称が私たちの社会の実態を正確に反映するものでなく、虚偽意識にもとづくイデオロギーあるいは神話にすぎないとしても、いやそうであるとすればいっそう、その秘儀ともいべき入学試験における不正は禁忌への侵犯を意味することになるだろう。

この問題は、社会学理論にとってあまりにも有名なアノミー論の領域に属する問題といえそうである。不正入学事件とは、R.K. Merton や R.A. Cloward=L.E. Ohlin らの唱えるところの、目標達成のための制度的手段に対する「改変」とよばれる逸脱的適応類型ということになりそうである。競争社会という開放的な階級構造の社会においては、成員間にあまねく浸透した成功目標が稀少の上に、制度的手段への接近機会も差別的構造を有しており、そのため目標達成へとたえず刺戟されながらも制度的手段への機会を閉ざされた者は非行・犯罪等の非合法手段に頼らざるをえなくなる。目標と手段の不整合——ここにアノミー発生の原因が存在する、というのが彼らの理論であった。しかしながら、彼らの見地によれば、アノミー状況は社会の下層レベルに偏在するものであって上層レベルには発生する余地がないことになる。そもそも彼らの関心の焦点は理論的にも実践的にも下層階級の逸脱行動の原因究明とその対策にあったのであり、金力あるいは権力を有する社会の上層レベルの、いわば「権力の犯罪」という

類型に属する社会問題は、Merton らの理論枠組の限界を越えているのである。

にもかかわらず、私たちは、「不正入学」問題は、アノミー論の領域に属していると考えざるをえない。それはこの問題の原因が社会のアノミー状況によるからというよりも、むしろ逆に、「不正入学」という社会的事件こそがアノミー発生の原因を構成する一つの要素であるという意味によってである。私たちは、アノミーという用語の意味を、Merton らの「目的と手段の不整合」という社会工学的意味ではもはやなく、この言葉の最初の提唱者である E. Durkheim の「行為を規制する共通の価値や道徳的規準が失なわれた社会の混沌状態」という定義に遡って用いなければならないと考えている。

構造機能主義理論に対して全面的な論争を挑んできた A.W. Gouldner は、Parsons と Merton のアノミー論に批判的検討を加えながら、アノミー発生の原因を次のように述べている。「一定の価値体系によって生きようとしているものは、ただたんにかれら自身の手段の欠如と失敗によってのみではなく、他者が価値ある資質を欠いていてさえも成功しうることを目撃することによっても、道徳心を失わされる。この道徳心の喪失は、多くのばあいこうした状態によって利益をうるものによっても同様に経験されるものである。なぜなら、かれらは、出生のとき以来、社会の価値に同調しなくても欲求を充足することが可能だということを見てきているからである。」² と。究極のところ、Gouldner はアノミー原因を含めて資本主義社会の諸矛盾を私有財産制と世襲制とに見出し、「社会道徳を害するのは、ヴェブレン的意味における〈既得権益〉、つまり何の理由もなく何かを得る権利である」³ と結論づけている。「不正入学」事件を含めて、権力の犯罪あるいは権力の墮落が資本主義社会のみに発生する病理現象であるかどうかは疑問であるが、この問題が少なくとも〈既得権益〉に起因する問題領域に属するであろうことはたしかなようである。Gouldner は〈既得権益〉を「何の理由もなく何かを得る権利」と述べているが、いうまでもなく、これが業績社会の中での属性原理にもとづく権利であることは明らかである。この権利が私有財産制と世襲制とによって社会の上層階級にもたらされることが、ただちに彼ら上層階級自身の道徳的退廃を生み出すという Gouldner の見解は、しかしながら、あまりに単純すぎるといわざるをえない。というのは、そうした制度の上に立脚している社会のあらゆる成員がその制度自体に少しも疑義を抱いていないとすれば、上層階級はむろんのこと下層階級さえも道徳的退廃に陥ることはありえない。持たざる者が持てる者に対して激しい嫉妬に駆られることがあろうともそれ自体は道徳的退廃ではありえないのである。逆にまた、私有制とその世襲制とがもたらす〈既得権益〉を有する者が、業績原理を支配的価値とみなしている社会の中で自らに賦与されているそうした属性自体を恥とすることさえも大いにありうるだろう。

私たちは、現代社会において、〈既得権益〉が社会の道徳的退廃すなわちアノミーを生じさせるとすれば、それは〈既得権益〉それ自体によるというよりもその行使のいかんによってであると考えの方がより現実的であるとみなしている。業績原理を支配的な価値とする競争社会において、人生競争のスタートラインが同等でない、いいかえれば競争目標の達成のための「機会の平等」が属性原理によって差別的であるとしても、そうした差異化を生み出す属性原

理自体は単一ではないことに留意しなければならないのである。私有財産制とその世襲制によって受け継がれる〈既得権益〉もあれば、個人の精神的・身体的能力や適性あるいはIQ（これには遺伝説と環境説とがあるが）等のようにけって〈既得権益〉とはよばれない属性も存在している。この後者の属性を賦与されていない者が〈既得権益〉の力によって人生競争に参加する時に、ひとりその行使者のみならず、社会全体に及ぶ道徳的退廃すなわちアノミーが生じるのである。

しかしながら、ことはそれほど単純ではないだろう。〈既得権益〉の不正行使は、それが公然化されないかぎり、行使者自身の道徳的退廃ではありえても、社会全体のそれをまねくことはないであろう。さらにまた、そうした不正が公然化されて後、その不正者がしかるべき処罰を下されるならば、社会の道徳的秩序は回復されるのみならず、いっそう強化されるであろう。罪と罰という社会的交換は零和ゲーム以上のものであり、秩序そのものを成立させるものだからである。道徳的秩序の崩壊は、〈既得権益〉の不正行使がひとたび公然化されながらも、それが未解決のままに終ることによってはじめて生じるのである。このように事件の発生、公然化、未解決という三つの条件がみたされて社会のアノミーは発生すると考えられるのである。こうした事態は〈既得権益〉を持たざる者の不正行為が公然化されながら解決されない場合にはその深刻さの度合が少ない、というより社会の法的秩序の不備の徴候とみなされても、道徳的秩序自体の衰弱化であるとはみなされないだろう。

学歴社会とよばれる私たちの社会の業績原理は、冒頭で述べたように、大学入試という社会的場面においてもっとも象徴的かつ劇的な発現形態をとる。「大学不正入試」事件が私たちの社会にとってもっとも重大な意味をもった社会問題群の一つである理由は、それが上述のような〈既得権益〉の不正行使によって発生する社会全体の道徳的秩序の崩壊すなわちアノミー問題の一つの典型だからであることはもはや明らかであろう。

II

戦後36年間（1982年現在）に「大学不正入試」事件およびそれに関連する事件、たとえば医師国家試験不正事件等がいったいどれほど発生してきたかを、私たちは新聞報道を通じて調べてみた。⁴ 資料として、『朝日』『毎日』『読売』の全国紙にあたり、地方紙についてはいくつかの事件を除いては参照しえなかった。もっとも、この点については問題はないであろう。というのは、全国紙が、こうした事件の性質からして、地方紙はもとより他のマス・メディアによって伝えられた不正入学事件を報道しないことはまずありえないだろうからである。（後に掲げる「大学不正入試事件年表」その他の表の作成は、『朝日』一紙のみに拠っている。）

ここでまず、事件の考察に先だって、社会学的に常に問題となる点について少し述べておきたい。事件の発生件数と報道件数の相関の問題である。他の犯罪・非行等に関する警察その他の官庁統計の場合と同様に、新聞もまた実際に起こった不正事件のすべてを網羅的に掲載しているわけではない。発覚しなかった事件の数ははかり知れず、報道された事件はいわば氷山の一角にすぎないという疑問、すなわち暗数の取扱いの問題が生じることになる。もっとも、ここ

で新聞報道による不正事件の件数は、警察その他の官庁資料よりも私たちの問題関心にとって有効である。というのは、警察当局がマス・メディアによって摘発された不正事件を犯罪要件を構成するにいたらないとして事件とみなさないことはありうるが、逆に、警察が摘発した不正事件はかならずマス・メディアが報道しているはずだからである。さらにまた、私たちの主要な関心は、私たちの社会のアノミー状況の発生原因についてである。不正事件がアノミー発生の原因となるためには三つの条件、すなわち(1)不正事件の発生、(2)事件の公然化、(3)事件の未解決という三つの過程が継起することが必要であるのだが、その中の第二の条件である「公然化」にもっとも重要な役割を演じているのがマス・メディアであることは疑問の余地のない事実である。このような問題関心からは、たとえ新聞によって公然化されなかった不正事件の暗数を知ることができないとしても、いささかも問題とはなりえないということができよう。

(1)

それでは、「大学不正入試」事件の具体的な検討に移ることにしたい。まず、[表1]の「戦後日本の大学不正入試事件年表」をみていただきたい。

この年表をみて驚かされることは、戦後直後1946年の歯科医師国家試験漏えい事件もさることながら、1948年に起きた東京大学文学部の不正入試事件であろう。戦後日本の大学不正入学事件史はまず東大によって口火を切られたことになる。事件の主な経過を新聞報道にみてみよう。

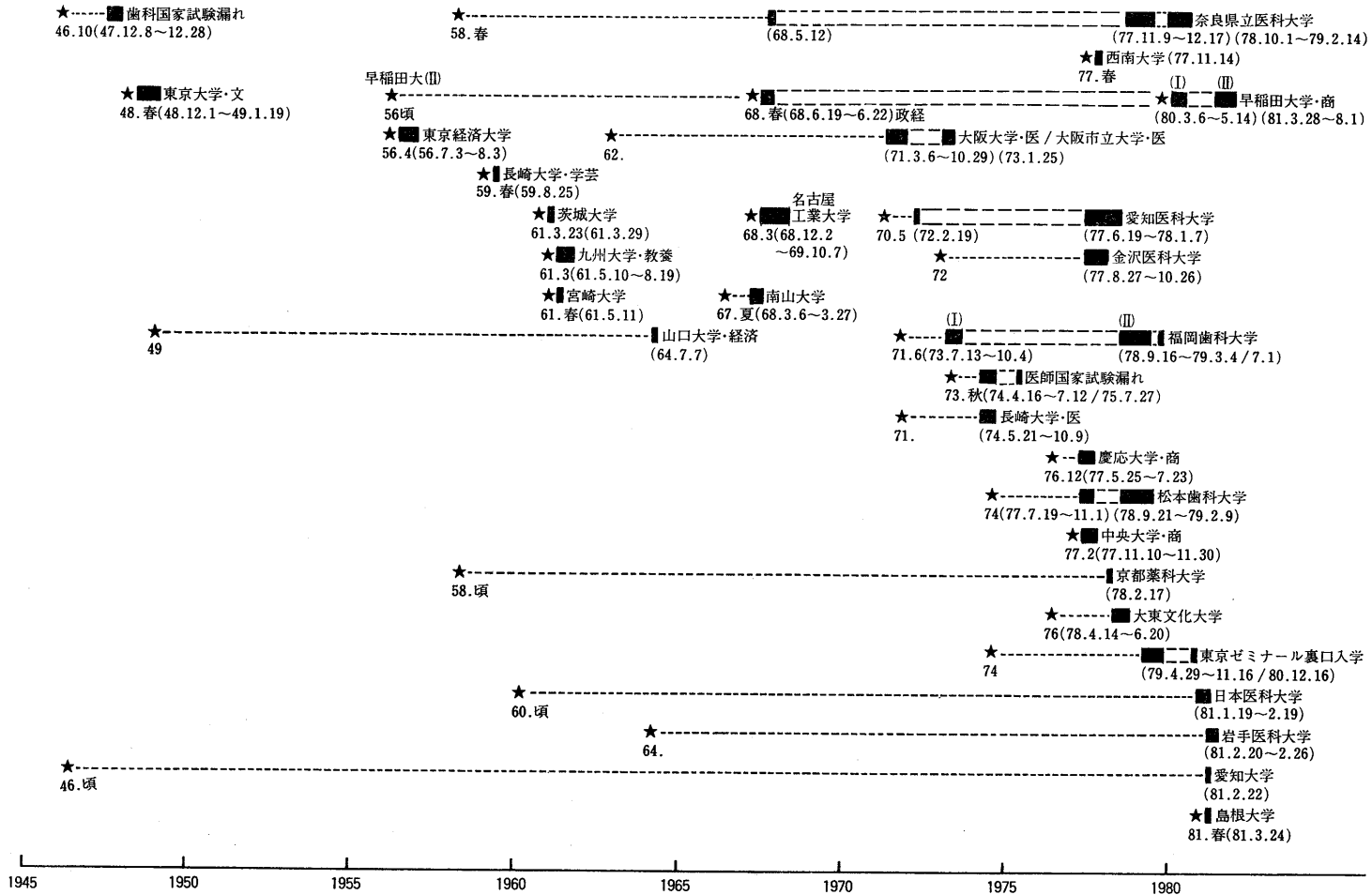
東京大学文学部事件

事件は文学部事務長以下4名の共謀による3名の受験生の「不正採点」事件であり、その中の1名は文学部長秘書をしていたアルバイト学生、他の2名は知人の依頼による受験生であった。処分は1名が入学取消し、2名は加点されずとも合格ラインに入っていたため入学は取消されなかったが、その中の一人は自主退学をしている。警察当局の捜査により、事務長以下4名は公文書変造兼詐欺、公文書変造教唆罪、窃盗罪等の嫌疑で東京地検に送検されたが、不起訴処分となっている。事件の発覚は、不正採点に加わった事務職員の一人が自分より勤続年数の少ない他の共謀者の給料の高いことを妬んで不正事実の情報を学内共産党員に提供、党員が学生自治会に働きかけて真相究明に乗り出したことによって明るみに出たものである。不正の動機が知人の「恩に酬いるため」と日頃顔見知りの苦学生への「同情」によるものであるということ、また一方では内部告発の動機が高給の同僚への「嫉妬」であること——これらの点からみて、この不正入学事件は旧帝国大学の権威失墜をものがたる、まさに戦後混乱期を象徴するにふさわしい事件だったといえるだろう。

さて、年表をみてただちにわかるように、事件の発生の時点とその報道の時期との関係はまちまちであり、その時期がもっとも早いものは茨城大学事件の6日間、もっとも長いものは愛知大学事件でおよそ35年間明るみに出なかったことになる。事件の発生から発覚までの期間が1年以内のものは、事件総数32件のうち16件(50%)で、これらの事件の「不正の手口」をみるとほとんどすべてが「入試問題漏えい」であり、2件のみが「不正採点」と「合否事前漏え

表1 戦後日本の大学不正入試事件年表

〔注〕★は不正の始まりの時点 ■は新聞報道の時期(長さは期間をあらわす)



い」となっている（〔表2〕参照のこと）。これとは逆に、事件発生から5年以上を経過したものは11件（33%強）にのぼるが、そのうち9件が「寄付金入学」「縁故入学」である。この事実は、不正入学事件の性格と関連づけて考察すべき問題であり、次節で詳しく検討したい。

新聞報道の時期を年代別に見てみよう。敗戦の年1945年から1949年までの5年間で2件、次の50年代で2件、60年代では8件、70年代では14件、そして80年代に入ると81年12月までの2年間にすでに6件の大学不正入試事件が新聞によって摘発されている。年代が下るにしたがって報道件数が急勾配で増加していることがわかるが、総数32件のうちの20件（62%強）が70年代以降に公然化しているわけである。

（2）

次に、事件の性格について見てゆこう。まず、事件がどのような不正であるかを、新聞報道の用語を拾ってみると、件数の多い順に「試験問題漏えい」（15件）「寄付金入学」（7件）「縁故入学・情実入学」（5件）「不正採点」（4件）その他に「不正進級・卒業」と「事前合否漏えい」とが各1件となっている。これらの用語はいわば不正の手口からながめた事件の種別であるが、これを二大分類したものが〔表2〕の「大学不正入試事件の性格」である。

二つの分類について述べると、まず第一の「偶発的不正事件」と名づけたものには、「入試問題漏えい」「不正採点」「不正進級・卒業」「事前合否漏えい」が含まれる。第二の「構造的不正事件」は「寄付金入学」と「縁故・情実入学」とからなる。分類の基準は、前者が個人的な金銭欲に駆られた学内および学外の数名の不正工作者の共謀によって偶発的に発生した事件であり、これに対して後者は一般にその不正規模が大きく、たとえ背後に私欲にまつわる巨額な金が動くことがあろうとも、大学自体の存続のためという名目の上で行なわれた組織的な不正事件であることによる。この二つのカテゴリーに、下位分類として、それぞれ「公的機関が介入した事件」と「学内で処理された事件」を分けた。前者は警察・文部省・国会等が規則執行者として調査を行なっている事件、後者は教授会・調査委員会または学生自治会がインフォーマルに調査して学内でのみ処理された、あるいは処理されなかった事件である。

「偶発的不正」事件から見てゆくことにしよう。これらはもっとも件数が多く、20件にのぼるが、注意しておきたいことは前に述べたようにあくまでも新聞の報道件数であって発生件数は未知だという点である。しかしながら、次のようなことは確実に指摘することができる。「偶発的不正」事件は、「構造的不正」事件（件数12件）に比べて発覚しやすいことである。また、事件発生から新聞報道までの期間もきわめて短かく、実に16件が1年以内に報道されている。しかも、1年以内に発覚した事件はすべてこの「偶発的不正」事件である。さらにまた、私的な犯罪であるために、不正ルートも明るみに出やすく、不正入学者の数も少ないということでもある。

以下に、これらの事件のうち、「公的機関が介入した事件」と「学内で処理された事件」との代表的な事例をいくつか挙げておこう。

まず、「公的機関が介入した事件」についての事例をみてみよう。

名古屋工業大学事件

この事件は、1968年3月初め、学長のもとに「某教授が入試問題を学外にもらし多額の金を受け取っている」という投書が届いたことを発端とする。大学側は名指しされた教授から事情を聞く一方、入試問題を昼間部と夜間部とで入れ替えるという措置をとった。しかし、9月末になり、先の投書と同趣旨の騰写版の文書が学内に配布されたことを契機に、愛知県警が事実の究明に乗出し、大学側も教授会に調査委員会を設置した。大学自治会は大学当局の責任追及に立上り、無期限ストを行なっている。結局、入試委員会の改革、学長と学長代行の辞任がなされたが、不正の疑いのかかった教授二名の処分はなされず、不正合格者も発覚していない。

東京ゼミナール事件

1979年4月に発覚したこの事件は、同大学予備校の理事長の斡旋による裏口入学事件である。裏口入学金を詐取された父母らの告発によって警視庁が捜査に乗り出し、日本大学歯学部をはじめとする他の15大学の医・歯・薬学部への不正入口ルートが解明された。日大歯学部教授、国会議員秘書、東京高裁検事、入試ブローカー等23人の不正工作者が検挙され、刑事責任をまぬがれた教授と検事は辞職している。公判の結果、理事長の斡旋した大学は26校にのぼり、集めた額は26億7千万円に達していた。父母に返還された金額は18億円、教授ら斡旋人に渡った分は2億円、理事長の懐へは約4億円が入っている。

紙数の制約上、その他の事件については省略するが、「大阪大学・大阪市立大学両医学部」事件は大学関係者の関与はなく、入試問題の印刷を行っていた大阪刑務所の看守部長と受刑者による犯罪事件であり、小説化やテレビドラマ化がなされている。

次に「学内で処理された事件」についての事例を二つ掲げる。

東京経済大学事件

1956年3月末、同大学の短大部から学部への編入試験の際、4人の不合格者に対する不正採点が行なわれていたことが、同大助教授によって指摘され、学内に調査委員会が設置された。その結果、7人の教授が辞職し、試験で不合格となった学生の入学が認められた。発覚の契機となった告発は、教授会内部の派閥争いとみなされ、4人の講師の不当解雇問題がからみ、学生自治会の騒動をも引き起こしている。不正にからんだ金額は不明であり、不正入学者の処分もなされていない。

早稲田大学政経学部事件

1968年6月の事件は、高校教師が不正入学者について教授会に調査依頼を行なったことを契機として発覚したものであり、2名の教授が入試問題漏えいを行なっていた。両教授の解任、不正入学者の自主退学という結果をみているが、動いた金は不明のままである。

ちなみに、「大学内で処理された事件」はすべて不正にからんだ金額が不明のままである点が共通している。

〔表2〕 大学不正入試事件の性格

① 「偶発的不正」事件

	大学名 (新聞掲載期間)	新聞記事の登場者			新聞記事の内容				
		不正工作者	告発者	規則執行者	不正の手法	不正の動機	正当化の論理	動いた金	結 末
公 的 機 関 が 介 入 し た 事 件	歯科医師国家試験 (47.12.8-12.28)	複数実名	怪しんだ委員会で 調査	文部省 厚生省	試験問題 漏えい	日本歯科医専学生の全員 合格をもくろむ	-	-	医師免許取消
	東京大学・文 (48.12.1-49.1.9)	複数実名	職員のゴタゴタから 発覚 学生自治会	警 察	不正採点	日頃の恩に報いるため	-	-	不正者4人を送検 起訴はせず
	南山大学 (68.3.6-3.27)	複数実名	-	警 察	入試問題 漏えい	-	-	-	刑務所のもと服役 者が逮捕される
	名古屋工業大学 (68.12.2-69.10.7)	複数匿名	怪文書をばらまいた 某	警 察 教授会 調査委員会	入試問題 漏えい	-	-	-	不正の疑いのかか った2人の教授 処分は否決
	大阪大学・医 大阪市立大学・医 (71.3.6-10.29・73.1.25)	複数実名 複数匿名	殺人事件から偶然 発覚	警 察 文部省	入試問題 漏えい	金欲しさ(問題抜き取り の犯人)子供を入学させ たい(仲介)	自分は一銭も取っ ておらずむしろ被害 者(仲介者)	-	不正入学者は自主 退学又は処分 問 題抜き取りは実刑
	医師国家試験 (74.4.16-7.12・75.7.27)	単数実名	試験の受験者	厚生省 警視庁	試験問題 漏えい	-	故意でもらしたの ではない	-	問題作成委員を公 表 I氏を起訴猶 予
	東京ゼミナール裏口入学 (79.4.29-11.16・80.12.16)	複数実名	裏口入学金をだま し取られた父母	警 察 学内の特別調査委 員会	入試問題 漏えい	金欲しさ・予備校の経営 難(詐欺者)つき合いの 関係上(仲介)	「自転車操業」状態 で私利私欲ではな い	26億7千 万円	裏口入学詐欺者は 逮捕・起訴 仲介 教授・検事ら辞職
	早稲田大学(I)商 (80.3.6-5.14)	複数実名 複数匿名	解答作成グルー プの学生	警 察 文部省	入試問題 漏えい	金欲しさ 義理人情(仲介者)	一銭ももらってい ない(仲介者)	4,800 万円	仲介者は逮捕起訴 自殺者2人 学部 長2人辞職
	島根大学・教育 (81.3.24)	単数実名	-	文部省 学内の評議委員会	事前合否 漏えい	毎年合否を早く知らせて くれと頼まれるので	暗示程度なら良い と思った	-	-
早稲田大学(III)商 (81.3.28-8.1)	複数実名 不特定多数	大学の調査より発 覚	警 察 文部省	不正進級・ 卒業	不正入学者を隠すため 金欲しさ	-	1,060 万円	不正者は逮捕起訴 不正者の卒業取り 消し	

	大学名 (新聞掲載期間)	新聞記事の登場者			新聞記事の内容				
		不正工作者	告発者	規則執行者	不正の手口	不正の動機	正当化の論理	動いた金	結 末
学 内 で 処 理 さ れ た 事 件	東京経済大学 (56.7.3-8.3)	複数実名	編入試験不合格の 4学生 W助教授	学内の調査委員会	不正採点	「赤い」学生への感情から 1,2点の差をつけること があったかもしれない	告発は派閥争いによる ものでそねみである	—	部課長ら7人辞職
	長崎大学・学芸 (59.8.25)	複数実名	学生間のうわさから A助教授が1回生に再試験	教授会	入試問題 漏えい	—	告発は派閥争いによる 陰謀 個人指導は皆やっている	—	教授ら処分・辞職
	茨城大学 (61.3.29)	—	—	—	入試問題 漏えい	—	—	—	(入試問題を数問 除外)
	九州大学・教養 (61.5.10-8.19)	複数実名	新聞社への匿名の 投書	学内の事件処理委 員会	入試問題 漏えい	教授の息子が2浪していた	—	—	教授2人が辞職 9教官が停職処分
	宮崎大学・学芸 (61.5.11)	単数実名	採点担当の教授	学内の調査委員会 教授会	不正採点	—	—	—	文部省へ届け正式 処置
	早稲田大学・政経 (68.6.19-6.22)	複数実名 単数匿名	高校教師が不正者 について調査依頼	教授会	入試問題 漏えい	—	—	—	2人の教授解雇 不正入学者退学
	長崎大学・医 (74.5.21-10.4)	単数実名 単数匿名	—	学内の特別調査委 員会 学生の真相 究明委員会	入試問題 漏えい	—	—	—	教授辞職 不正入学者退学
	慶応大学・商 (77.5.25-7.23)	複数 一部実名で 一部匿名	—	学内の調査委員会 学生自治会	入試問題 漏えい	—	漏えいは行なっていない 潔白だ	—	2人の教授懲戒解 職 事前に不正者 の入学阻止
	中央大学・商 (77.11.10-11.30)	単数実名 複数匿名	採点をした教授ら	学内の調査委員会	入試問題 漏えい	義理人情	—	—	不正をした教授辞 職
西南大学 (77.11.14)	単数実名 複数匿名	—	大学当局が極秘で 調査	入試問題 漏えい	—	—	—	不正をした教授依 願辞職 不正入学者退学	

② 「構造的不正」事件

	大学名 (新聞掲載期間)	新聞記事の登場者			新聞記事の内容				
		不正工作者	告発者	規則執行者	不正の手口	不正の動機	正当化の論理	動いた金	結 末
公的機関が介入した事件	愛知医科大学 (72.2.19/77.6.19-78.1.7)	複数実名 不特定多数	医大関係者から地検へ投書	警察 文部省 国税局 地検 文相 国会	寄付金入学	医者の子を医大へ入れ「医者」というのれんを守るため	64億の負債 私利私欲ではない	165億円	不正者辞職 新理事会発足
	福岡歯科大学(I) (73.7.13-10.4)	複数実名	—	警察 文部省 国会	寄付金入学	大学の設立認可の便宜をはかってもらうため贈賄設立には「黒い寄付金」	収賄側事実を否定	“黒い寄付” (設立当時) 6.9億円	収賄の4人逮捕・起訴・送検
	松本歯科大学 (77.7.19-11.1/ 78.9.21-79.2.9)	複数実名 不特定多数	内部関係者が新聞社へ裏帳簿資料を送る	警察 文部省 国会	寄付金入学	—	新設の医大は金がかかる	24億円	理事長ら書類送検(水増し入学廃止学納金引下げ)
	金沢歯科大学 (77.8.27-10.26)	不特定多数	—	文部省 教授会	寄付金入学	—	財政上やむを得ない	129億円	合否は教授と学長で(合格予約金廃止)学長解任
	福岡歯科大学(II) (78.9.6-79.3.4/79.7.1)	複数実名 不特定多数	—	文部省 地検 国税局 私学振興財団	寄付金入学	金欲しさ	—	168億円	理事・幹事ら総辞職(私学助成金返還・入学あっせん禁止)
	日本医科大学 (81.1.19-2.19)	不特定多数	—	文部省	縁故入学	大学に尽くしてくれた人に報いるため	私立大学の一つの在り方	—	(縁故入学廃止しかしまたもとに戻る)
学内で処理された事件	山口大学・経済 (64.7.7)	不特定多数	教授会の中の若手グループ	—	縁故入学	財政援助をしてもらった人へのお礼	当時としては仕方なかった	—	—
	奈良県立医科大学 (68.5.12/77.11.9-12.17/ 78.10.1-79.2.14)	不特定多数 教授会・県知事	学生自治会(68.5.12) 若手助手ら・学生自治会(77.11.9)	—	縁故入学・ 寄付金入学	県財政が苦しかったため	寄付金入学が県内者優先入学につながる	2.5億円	(寄付金入学廃止S43～)
	京都薬科大学 (78.2.17)	不特定多数	—	—	寄付金入学	学科増設などの資金獲得のため	—	(1人あたり) 200万円	(寄付金入学廃止S52～)
	大東文化大学 (78.4.14-6.20)	不特定多数 理事会	—	教職員組合 教授会	寄付金入学	(教授会の認めていない追加補欠の学生一体育振興のため)	財政上やむを得ない	10億円	(寄付金を学債に切り換える)
	岩手医科大学 (81.2.20-2.26)	不特定多数	—	—	縁故入学	大学運営に同窓会の協力が必要なため	—	—	(縁故入学廃止S53～)
	愛知大学 (81.2.22)	不特定	—	—	情実入学・ 縁故入学	学生集めのため	大学関係者の子女だが成績は一定ラインより上	—	—

「偶発的不正」事件は、名古屋工業大学をはじめとする4件が不正工作者の処分がなされていないだけで、あとはすべて辞職なり解雇などの処分を受けている。しかしながら、不正入学者の処分は総件数20件のうち、わずか8件のみである。

「構造的不正」事件に移ることにしよう。これらは12件であるが、すべて事件発生から1年以上を経過して新聞に報道されたものばかりである。しかも、3年以内が3件、その他の9件が5年以上経てからやっと明るみに出されている。これらの事件に特徴的な点は、大学当局による大規模な組織犯罪であるため巨額の「黒い金」が動いているにもかかわらず、不正ルートの解明が不明瞭におわることが多いことだろう。さらに重大な問題は、真相究明が徹底されることが少なく、せいぜい理事長や学長の引責辞任という結末によって終止符が打たれる。しかも、それも5件のみであり、その他の7件は寄付金入学の廃止という発表でおわっている。不正入学者の処分はすべて行なわれていないのである。

では、「公的機関の介入した事件」6件について見てみよう。これらはすべて医歯系大学であるという特徴がみられ、しかも70年代以降に発覚したものばかりである。驚くべきことには、「縁故入学」の日本医科大学事件は、不正のために動いた金が不明であり、文部省の介入にもかかわらず不正工作者の追及もなされず、また責任の所在が明確化されぬばかりかいったんは縁故入学が中止されたものの再び旧状に戻っているのである。

それぞれの事例の概略を以下に述べることにする。

愛知医科大学事件

事件は1972年の開校以前から77年までの6年間に行なわれた裏口入学であり、文部省が1977年6月18日、同大学のこの年度の入学者の4分の1以上が合格点以下である点について事情聴取したことから発覚したとされている。不正ルートは2つの系路があり、一つは理事長の長男の経営する福井県の私立昭英高校ルートで同校は愛知医大の付属校のように扱われており、高校入学時に2～3千万円の預かり金を納入させ、愛知医大への入学時にそれを寄付金として振込ませていた。もう一つは、同大学参与である栃木県の病院長ルートで、都道府県別の医師会名簿をもとに受験生を持つ開業医をリストアップし、1千5百万円の寄付金プラス7百万円の謝礼金で、これまでは100人以上を斡旋していた。不正入学の最終決定権は学長兼理事長が握り、不正の理由については、(1)人助けであり、医師という暖簾を守るために多少の手心を加えただけであり、(2)私利私欲でやったのではなく、経営難のためだと述べている。6年間に集められた165億円の裏口入学金は、64億3千万円の負債の返済と学校経営にあてられていたという。理事長の辞職、新理事会の発足とともに昭英高校を他校と同様の扱いにするという発表が行なわれて、事件は終息している。

松本歯科大学事件

1974年から1976年までの3年間、同大学は二重帳簿を作成して約24億円の寄付金収入を隠し、定員をはるかに上回る水増し入学をしていたほかに80数名の「ヤミ学生」を受け入れていた。この事件は、内部関係者から新聞社に投書された同大学の裏帳簿資料等から発覚し、

理事会が総退陣するとともに理事長らが書類送検されている。裏口入学を止め、学納金を次年度から引き下げると発表されている。

金沢医科大学事件

1972年から1977年にかけて、同大学では入学者数を118名、また寄付金を31億円、実際よりも少なく文部省へ報告していたことが文部省の事情聴取によって明らかになった。また理事8名のほとんど全員が入学の約1年前から入学希望者の父母や紹介者と面談、入学予約金として5百万円から3千万円の“協力金”を振込ませており、合格者決定も学長と一部の理事が恣意的に行なっていた。理事会では、同大学は203億円の負債を抱えており、私立医大の財政入やむを得なかったという釈明を行ない、学長の解任と今後は合否判定は教授会と学長とで決定することを表明している。

福岡歯科大学事件（Ⅰ）（Ⅱ）

同大学ではわずか5年の間に性格の異なる2件の不正入学が行なわれた。

まず（Ⅰ）については、1973年、九州初の私立歯科大学となる同大学の設立のために、71年6月に設立準備委員会の4委員が、文部省の官僚およびその諮問機関である大学設置審議会の委員、国会議員などに数千万円をバラまいたという嫌疑により、福岡県警と博多署が捜査したところ、設立準備資金を集めるために、全国の歯科医から「子弟を優先入学させる」として6億9千万円にのぼる寄付金を集めていたことがわかった。その後の調べで、定員の2～3倍の水増し入学も明らかになり、文部省の「来年度の募集は取止めよ」という勧告に対して大学側は「大学が決めること」として従わなかった。この事件で、設立準備委員4名は起訴され、福岡地検に送検された。

（Ⅱ）については、1978年、上記4名は大学開校後理事として私腹をこやすために裏口入学の斡旋をしていたことが、同校の不正の内偵を続けていた福岡地検によって明らかにされた。この事件は、同大学の乱脈経営や理事4名の私欲を動機とする以外に、同大学設立が福岡県立九州歯科大学OBの力によっていたため、OBの子息、設立功労者の推薦者を優先入学させるという背景もあった。集められた寄付金は、正規の学納金を除いて168億にたっししているが、約6億3千万円が理事、大学有力者、教授の計10名によって着服されたほか、前記の収賄事件の訴訟費用、理事の任期切れ毎の退職金、政界工作費、大学予算として使用された。理事1名が業務上横領罪で起訴され、理事・幹事・評議員の刷新、76、77年度私学助成金3億3,050余万円の返還、ヤミ入学金15～20億円の大学会計への組入れ、79年度以降の入学斡旋の禁止等の決定で結着がつけられている。

日本医科大学事件

同大学の縁故入学が発覚したのは1981年1月で、およそ20年前から補欠合格者の決定に際して約3割が教授や同窓生の子弟などの情実入学によることが明らかとなった。理事長は、「私大である以上当然のこと。ただし、一定の点数を取らない者は入れないし、謝礼も受取っていない」と説明している。同理事会は、事件発覚後も、入試方法を改めず従来通りに実施することを確認している。文部省は学長から事情聴取を行ない、学校教育法施行規則から

逸脱した入試選抜であるとの見方を強めた。その後、教授会は理事長関与を排除するという決定を行なったが、縁故者の優先入学の可否については意見が対立して保留となっている。再度の文部省の調べによると、補欠入学の基準が父母の職業と学歴、受験生の能力・適性その他の要因によることが判明し、学長らは早急に改善措置をとり、次年度の入試に反映させるという報告を文部省に提出した。しかし、改善された形跡はないという驚くべき事件である。新聞報道は1カ月にわたっているが記事数はたったの7件である。

なお、新聞報道期間と記事数を看てみると、愛知医大が6カ月で44件、福岡歯科大(I)が3カ月で9件、松本歯科大が8カ月で20件、金沢医大が2カ月で7件、福岡歯科大(II)が7カ月で41件となっている。これらの「構造的不正」事件の記事件数は、「偶発的不正」事件の早稲田大学(I)の67件、(II)の79件、東京ゼミナールの52件、大阪大学・大阪市立大学の42件がきわめてセンセーショナルに報道されているのに次いで、大きな扱いかたをされているといえる。だが、重要なことは、これらの「構造的不正」事件が公的機関の介入を受け、新聞の追及も激しいにもかかわらず、その解決は不正入学者の退学処分にはいたらずにおわっていることである。

最後に、「学内で処理された事件」6件についてである。大東文化大学事件が事件発生から発覚まで2年であるほかは、すべて10年以上を経過してから公然化しているため、すでに時効であって官憲の手が届いていない。大学側の発表による不正入学の動機ないし正当化の論理は愛知大学以外はすべて「財政難のため」となっている。山口大学と愛知大学が解決不明のまま、後はすべて寄付金入学を廃止していると公表されている。

これらの事件の中で、きわめて特異なのが奈良県立医科大学の事件である。最初の発覚が1968年5月で、前年度まで10年間にわたって不正入学が行なわれていたことが朝日新聞のスクープによって明るみに出たにもかかわらず、なんの調べもなされず、9年後の1977年11月になって事件の追及が再び新聞によってなされている。なお、記事件数は68年が1件、77年から78年にかけて33件となっている。

「学内で処理された事件」については、公立の医大でありながら、大量の不正入学者を出し、しかも不正に手を染めた者の中に県知事も含むという戦後大学不正入試事件史上まれな奈良県立医大事件のみを看ることにする。

奈良県立医科大学事件

1968年5月12日、朝日新聞によってスクープされたこの事件は、1958年から1968年まで11年間にわたって計252名の不正入学者(入学者総数599名のうち42%強)を出したという事件である。同大学の前身である県立医学専門学校が新制大学として発足した1952年当時、県財政の年間赤字総額4千数百万円のほとんどが同大学経営による(「県財政のガン」といわれ、2年後の54年2月に早くも県議会で社会党議員を中心に医大廃止論が出された。だが、医大存続の方針が決まり、学内設備に必要な経費の半分を県費で賄い、残り半分を入学寄付金に頼ることになった。寄付金が不正入学に結びつくのではないかという懸念が当初からあ

り、その後県議会でも知事に対して裏口入学の疑惑について質問がなされているが、真相究明は不明のままであった。1977年11月、学内の改革派である若手精神科医局員と現状維持派との対立に学生自治会が加わり、不正入学事件が再び問題化し、事件は新聞各紙によって報道された。学長は不正事実を認め、寄付金が1人当たり50～150万円で総額2億5千万円であったことを発表、さらに不正のあった10年間の全入学者の成績公表を行ない、不正入学者の氏名公表まで行なうことを決めたが、教授会によって否決され、学長は辞任させられている。この学長辞任はこれまでに見てきたどの不正事件の引責辞任と異なり、不正入学者がすでに同大学および付属病院の講師や医師となっている現状を改革しようとした学長に対する教授会の不正隠蔽工作によるものであった。不正入学ルートには、大学関係者の子弟には学長と教授と後援会の3つのルートがあり、また知事と県議と地元出身の国会議員それぞれのルートがあって、この裏口入学制度は近畿一円の開業医たちの間に秘密裡に広まっていたという。不正動機として「あまり良くないことであるが、財政難で仕方なかった」と大学当局は述べ、また「寄付金入学によって県内出身者が優先され、県医療の向上に役立つと思った」という正当化の理由を副知事は語っている。結末は、学内改革派の精神科医局員がすべて解雇されるか辞職しておわっている。

III

ここで前章に見てきたことを、社会のアノミー問題との関連から考察しておこう。

不正事件がアノミー発生の原因となるには、(1)不正事件の発生、(2)事件の公然化、(3)事件の未解決という三段階の条件が必要であること、また第二の条件にとって新聞が果す役割の重要性については既に述べたが、この点についてさらに検討しておきたい。

私たちはいかにして事件を知るかということが事件の公然化ということに他ならないが、事件の発生についての私たちの意識自体はそれが公然化されたか否かに影響を受けることを認識しておく必要があるだろう。F.J. Davis は、アメリカのコロラド州各紙の犯罪ニュースに関する研究において、新聞紙上に報道された犯罪件数が州内で実際に発生した犯罪件数と異なり、報道件数の変化と犯罪件数の変化との間には相関関係がないことを明らかにしている。しかも、犯罪件数の増加についての州民の判断は、現実の犯罪件数の増加率ではなく、犯罪ニュースの増加率と相関していることを実証している⁵。この事実が、私たちが新聞報道について調べてきた「大学不正入試」事件についても適合するならば（残念ながら、検証の手段がない）、私たち一般市民の不正入学事件の増加率についての判断もまた、新聞に掲載された事件ニュースの増加率に相関していることになる。

不正入学事件の報道件数32件のうち20件（62%強）が70年代以降に集中していることを既に見てきたが、私たち一般市民はこの事実をもって事件自体が70年代以降に激発していると判断していないとはいいきれない。報道の頻度は、不正に対する告発者が増加していることを示しており、私たちの社会自体の健全さの度合いを測る指標とみなすことも可能であるが、私たちは社会的不正の増加という判断に傾きがちであると考えた方が事実在即しているだろう。この

ことは、不正入学事件のうちのわずか8件(25%)しか不正入学者の処分がなされておらず、しかも「構造的不正」事件(件数12件)のすべての不正入学者が不処分とされている事実を、さらにまた「構造的不正」事件の場合、不正入学者の数は奈良県立医科大学事件で入学者の42%強という例にうかがえるように、「偶発的不正」事件とは比較にならない数にたっするであろうことを合わせて考えると、いっそう強化されるにちがいない。

不正入学事件は社会の上層レベルの犯罪であり、金力や権力による〈既得権益〉の不正行使であることもまた既に述べたが、ここで不正入学がどのような学部あるいは系で起こっているかをみてみよう。医学部(医師国家試験を含む)で8件、歯学部(歯科医師国家試験を含む)と商学部でそれぞれ4件、教育系で3件、経済学部で2件、その他の学部は各1件となっている。医歯系は合わせて12件で全体の37%強を占めている。しかも、「構造的不正」に集中しているわけである。わが国の職業の威信構造は医師に対してきわめて高い評価を与えていることを考え合わせると、彼らの不正事件が社会に与える影響ははかり知れないものがある。

わが国の70年代は、教育問題がかまびすしく論議された10年であり、その傾向は80年代の現在にも及んでいる。校内暴力等の教師・学校への不信をあらわす少年非行の激増を単に「学校の荒廃」「教育の荒廃」と眺めるばかりでなく、社会のアノミー現象のもっとも深刻な徴候と捉えるならば、社会上層レベルの不正入学事件をはじめとする〈既得権益〉の不正行使をその原因の一つとしてみなすことはおそらくそう根拠のないことではないであろう。

注

1. 梶田孝道「業績主義社会のなかの属性主義」『社会学評論』127号, 昭和56年, 74頁。
2. A.W. Gouldner, *The Coming Crisis of Western Sociology*, Basic Bks, 1970. p. 324
矢沢修次郎・矢沢澄子共訳『社会学の再生を求めて2』新曜社, 昭和50年, 220頁。
3. *Ibid.* p. 325 同訳書, 222頁。
4. ちなみに、中学校・高校で不正入学事件が起きた場合、新聞はさほど大きな取扱いをしていない。また、事前に内部告発が行なわれる場合が多いという事実がある。
5. F.J. Davis, "Crime News in Colorado Newspaper," *AJS*, LVII, 1952, pp. 325-330.

〔付記〕 この調査報告は、社会調査研究室のゼミ生たちの二年間に及ぶ共同研究の成果の一部である。本来は社会調査研究室紀要としてまとめるべきところを、このようなかたちとなった。事例研究の部分はまた次の機会としたい。

共同調査者：茶木園子、藤本多英、平田智美、井上敦子、松本幹子、長滝谷いつみ、西村こよみ、野村るり子、奥野由美、島崎なつ、代田朋子、久徳恵子、伊藤須美子、川村美千、吉田朋子。

原稿受理 1983年12月12日